

新型コロナウイルス感染症対策の 強化について

2021年11月



新型コロナウイルス感染症対策の強化について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の第5波を終息させるため、9月30日の緊急事態宣言の解除後も、県独自の「厳重警戒措置」を実施し、オール愛知で感染防止対策に取り組んできた。この結果、新規陽性者数が減少を続けるなど状況が改善したことから、10月17日をもって「厳重警戒措置」を解除することができた。

しかしながら、感染症のリスクは依然として続いているため、今後も社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大防止に取り組んでいくことが不可欠である。

特に、イベント・行事の再開に向けて実施される「ワクチン・検査パッケージ」に関する実証実験については、本県においても実施することが決定している。ワクチン接種歴の確認や事前検査の手順等を検証することにより、感染症対策の効果や課題を明らかにし、日常生活の回復に寄与していく。

そして、ワクチン接種については、大規模集団接種会場の開設、高齢者施設等への巡回接種の推進、妊産婦や若者等への予約なし接種、高校生等への集団的接種など、県独自の取組を実施し、あらゆる世代に対するワクチン接種の促進に力を注いできた。

12月には3回目接種が開始となるが、引き続き、1人でも多くの方が1日でも早くワクチン接種を受けられるよう、全力で取り組んでいく。

また、感染防止対策を徹底しながら社会経済活動との両立を図っていく段階を迎えたことを受け、本県では、Go To イートキャンペーンの再開や、県内宿泊旅行の支援など、地域内の消費喚起に向けた取組を進めるとともに、感染症の影響に対応した新サービス・新製品の開発等に対する支援など、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた事業活動への支援を行っている。

併せて、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、飲食・観光・宿泊・交通関連事業者や農林水産事業者など、幅広い業種の事業者において、厳しい経営環境が継続していることから、中小企業者等への給付金制度などにより、足下の経営支援、事業継続支援にも引き続き力を入れているところである。

国においても、関係省庁による緊密な連携・協力のもとさらなる新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

1 今後の感染拡大防止対策及び出口戦略

- (1) 都道府県をまたいだ移動の際は、基本的な感染防止対策を徹底することや、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い方へのPCR検査等の推奨について、国において、テレビCMやインターネットなどいろいろな媒体を活用し、国民に呼びかけること。
- (2) 飲食店に対する認証制度について、認証制度を活用した飲食の場における感染対策を強化するため、国において、認証店に対し、感染状況に応じて時短要請の対象から除外することも含め、地域の実情に応じた需要喚起策を講じること。
- (3) 「ワクチン・検査パッケージ」に関する技術実証について、結果データを蓄積・分析し、公表するとともに、その結果を活かした行動制限の緩和を本格実施すること。
- (4) 感染拡大防止とイベント・行事等の両立を図るため、大規模イベント等における、感染拡大防止対策の徹底について、法制度の議論も含め、実効性のある対応策を速やかに検討すること。

2 検査・医療体制等の充実・強化

- (1) 医療・介護現場等において、個人防護具を始めとする医療資機材・感染予防資機材が不足することのないよう、国が調達し安定的に供給すること。
- (2) 変異株のスクリーニング検査の検査率を高めるために、民間の医療機関を含めた、多くの施設が検査を行えるようにする必要があり、国において早急に仕組みづくりを行うとともに、行政機関間で疑い例も含めた陽性患者の情報共有が迅速に行えるようにすること。

- (3) 治療薬やワクチンの早期開発のため、研究機関や製薬企業に対し十分な支援を行うとともに、迅速な供給を図ること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関においては、医療従事者・病床の確保、感染防止対策、他の診療体制への影響など、経営面で広範な負担が生じていることから、診療報酬の更なる増額など、国において積極的な支援を講じること。
- (5) 患者の受診控え等により、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関以外についても、経営が逼迫している医療機関があることから、継続的に医療を提供する体制を維持できるよう、国において更なる経営支援を講じること。
- (6) 医療機関への経営支援にあたっては、予備費の充当を含む新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や、福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充など、実効性ある支援措置も講じること。
- (7) 都道府県が設置する入院待機施設について、宿泊療養施設として位置づけた場合は全額国庫負担となるが、臨時医療施設として位置づけた場合は、運営に必要な経費は、診療報酬で対応する仕組みとなっており補助対象とならず、診療報酬相当額である4分の1は地方負担となる。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象経費を拡充する等により、国が全額財政措置を行うこと。
- (8) 感染拡大における施策の分析・評価・検証を行い、その結果等について、エビデンスとともに示すこと。

特に、変異株については、水際対策を徹底するとともに、分析結果や具体的感染事例、効果的感染予防策等、詳細な情報を提供すること。

- (9) 社会福祉施設等は、支援を必要とする方のために継続して福祉サービスを提供する必要があることから、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う施設の利用控え等による経営悪化や、人員不足による社会福祉現場の崩壊を避けるため、福祉サービス提供体制の維持に向けた支援策とともに、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。
- (10) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方自治体がそれぞれの実情に応じた取組を実施できるよう、確実な財政措置を講じるとともに、医療・福祉や経済活動などの実態に見合った効果的な配分を行うこと。
- (11) 医療現場の体制整備や検査体制の強化など、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担については、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。
- (12) 地域の医療機関における新型コロナウイルス感染拡大防止対策が安定的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金の用途を拡大すること。

3 ワクチン接種の円滑な実施

- (1) 3回目接種用ワクチンの必要量を十分に確保するとともに、県、市町村、医療機関が円滑に接種業務を進めていけるよう、具体的な接種体制や接種完了までのスケジュール、ワクチンの供給計画等を早い段階から余裕をもって示すこと。
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、当初示された上限額から増額されることとなったが、その後に決まった3回目接種等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負

担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じること。

- (3) 職域接種を実施している企業等のVRSへの入力が進んでいないことから、国から各企業等に対して、VRSの入力を速やかに実施するよう、改めて周知徹底を図ること。

また、3回目の職域接種体制については、国の責任において、都道府県や市町村、企業等に負担が生じないよう十分に配慮すること。

- (4) 愛知県では、接種率の低い若者への接種促進を図るため、県独自にインセンティブを付与する施策を実施しているが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の対象となっていない。こうした県独自のワクチン接種促進に向けた取組についても、全面的な財政措置を講じること。

4 地域経済への影響を踏まえた対策

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の長期化による地域経済への影響を最小限にとどめるため、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。加えて、これら支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、適正な手数料設定、申請簡素化なども含め、迅速で実効的な支給につなげること。
- (2) 国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に対応するよう要請を行っているが、引き続きアフターコロナを見据えた事業者の資金繰り支援を万全とするよう政策の実行を図ること。

- (3) 酒類・カラオケ設備の提供自粛の影響を受けた事業者へ配慮するとともに、申請要件緩和や規模に応じた給付上限拡充を実施した上で、引き続き、「一時支援金」や「月次支援金」等の給付を適時行うなど、広く地域経済への影響を緩和するために必要な支援を行うこと。
- (4) 当面、新型コロナウイルスと共生する社会経済活動が不可欠となる中、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の、新しい生活様式に対応した設備等の導入など、事業継続に向けた感染防止対策への支援措置を継続的かつ積極的に講じること。
- (5) 雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。
- (6) 生産性向上や新たな付加価値創出、産業の国内回帰、新たなビジネスモデルへの転換等に対する予算措置を、地域独自の対策の支援も含め、十分に講じること。
- (7) 航空機産業関連事業者は、世界的な旅客機需要の大幅な落ち込みにより厳しい経営環境に直面しているが、この需要低迷はさらに数年間は続くことが予測されている。このため、官需の前倒しによる下支えや事業再構築支援の継続、影響の長期化を見据えた雇用調整助成金の特例措置の延長、2022年3月31日を期限とする「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」の延長など支援策を講じること。
- (8) 自動車産業が世界的な半導体不足や感染症による部品調達の停滞などのリスクを乗り越え、今後の挽回生産などに万全を期せるようサプライチェーンの維持・強化を図るための支援措置を講じること。

- (9) 農林水産物の消費低迷など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対して経営継続に向けた支援を十分に行うとともに、アフターコロナを見据え、担い手の育成・確保や生産体制の強化、多様な出荷形態への対応などの取組についても中長期的視点で支援を充実させること。
- (10) 観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、Go To トラベル事業については十分な実施期間を確保するとともに、各地域の感染状況に応じて柔軟な運用を図ること。
- また、「地域観光事業支援」について、対象となる旅行の予約・販売の期限が12月末までに延長されたが、今後の感染状況に応じて十分な実施期間を確保できるよう、更なる期限の延長又は撤廃を行うこと。
- 加えて、ステージⅢ相当以上により事業を停止する際のキャンセル料の補填を直接経費として取扱うとともに、事業停止までの猶予期間中の旅行等についても補助対象とすること。
- なお、制度変更などの際は、関係事業者が十分な準備を整えられるよう事前に周知を図るとともに事務の簡素化等に努めること。
- また、感染拡大防止のため、観光関連事業者が実施する感染症対策に対して、引き続き支援措置を講じるとともに、観光客や観光事業者に対して感染症対策の徹底を国として積極的に求め続けること。
- (11) Go To イート事業について、十分な事業実施期間を確保した上で、食事券発行額の拡充をすること。また、事業者や利用者に混乱を与えることのないよう、食事券の取扱いについて適時適切な周知に努めるとともに、利用自粛の呼びかけをしていた地域において、期限内に食事券が利用できない購入者に対する返金等を行うこと。

- (12) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントの中止・延期を余儀なくされた文化芸術・スポーツに関するイベント主催者に対して十分な支援を行うとともに、文化芸術・スポーツ活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援を充実すること。
- (13) 「雇用調整助成金」の特例措置及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の更なる延長について、経済・雇用情勢等を十分に踏まえ柔軟に対応すること。
- なお、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、制度の利用促進に向けた周知や事業主に対する制度への理解及び協力の働きかけを徹底すること。
- なお、これらの財源については、感染症が雇用に与えた影響の大きさから、雇用保険料率の引き上げではなく、一般会計などからの支出とすること。
- さらに、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周知徹底を図ること。
- (14) 解雇や雇止め等により離職を余儀なくされた方の早期再就職に向けて、地域の雇用状況や女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。また、再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者等の雇用促進に万全を期すとともに、一人でも多く新規学卒者等を採用するよう、採用枠の拡大を事業者等に強く働きかけること。
- さらに、今後、雇用情勢の更なる悪化が懸念されるため、「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。
- (15) 在籍型出向を支援するため、産業雇用安定センターによる企業間のマッチング体制の更なる強化を図るとともに、「産業雇用安定助成

金」等の支援制度の活用促進に向け徹底した周知やサポート体制の整備を行うこと。

- (16) 接触機会の低減に向け、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方について、中小企業へ周知啓発するとともに、助成金、相談の支援を一層充実すること。

5 交通インフラを担う事業者への支援

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う人々の移動の抑制により、経営に深刻な影響を受けている地域公共交通（鉄道、バス、タクシー、フェリー等）を維持していくため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、更なる支援措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている航空・空港関連企業の経営基盤強化に向けて、必要な支援を行うこと。

6 教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応できるよう、マスクやアルコール消毒液などの各種衛生用品を、教育現場用に備蓄できる体制を整えること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた、子どもの心のケアや家庭環境の支援のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。

(3) 児童生徒間の十分な距離を確保し、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するため、中学校についても、義務標準法の改正により少人数学級を早期に拡充すること。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を講じること。

(4) 学校の臨時休業等が発生した場合等における児童生徒の学びの保障のためには、国の補助制度を積極的に活用し、学校のICT教育環境の充実を図ることが重要であるが、義務教育段階の児童生徒一人一台端末及び校内ネットワーク機器の更新費用や国の補助制度の対象外となっている情報機器等の保守管理費用、オンライン学習支援サービスなどの学習用ソフトウェア・サービスの整備・更新費用、インターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。

さらに、高等学校段階においても、生徒用一人一台端末の環境整備を進めるため、継続的な財政措置を講じること。

また、あらゆる手段を活用して子どもの家庭学習を支援するため、家庭においてNHKのEテレを視聴して学習ができるよう、子どもたちが視聴しやすい時間帯に放送したり、分かりやすい番組表としたりするなど、学習支援番組の充実を日本放送協会に働きかけること。

(5) 特別支援学校における児童生徒のスクールバス乗車時の感染リスクを低減し、安全・安心な通学環境を確保するため、過密乗車を避けたスクールバスの増便運行に係る継続的な財政措置を講じること。

(6) 安全・安心な学校給食の安定的な供給を図るため、新型コロナウイルス感染症などの影響により、学校給食関連事業者の損失等が発生した場合、必要な支援を行うこと。

- (7) 経済的困難が生じた学生等に対する奨学金（給付型・貸与型）や給付金について、今後の経済・雇用環境を踏まえつつ、制度の継続や拡充、運用の改善等を図ること。

また、授業料等の減免など学生支援に取り組む高等教育機関への補助を継続すること。加えて、高等教育機関が実施する一時給付金などの学生への経済的な支援に対して適切な財政措置を講じること。

さらに、高等教育機関がオンラインで講義を実施するための環境整備や、オンラインでは実施が困難な実験や実習を円滑に行うための取組を積極的に支援すること。

- (8) 学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブを午前中から開所した場合や感染防止の観点から支援の単位を新たに設けた場合等において、放課後児童クラブが追加的に負担した経費に対し、基準額の超過分を含め、必要な経費の満額を補助すること。

7 誰ひとり取り残さない社会の構築

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者はもとより、治療にあたる医療機関や患者が発生した社会福祉施設で働く職員及びその家族が、偏見や差別などに苦しむことがないように、風評被害・人権侵害の防止を徹底すること。

また、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない人に対する誹謗中傷や偏見、差別は絶対にあってはならないものであり、国として、更なる啓発を行うとともに専用相談窓口の設置を行うこと。

- (2) 増加する生活困窮者への支援にあたり、地方自治体に過度な財政負担が生じないように、生活困窮者就労準備支援事業等補助金の地方負担分に対する財政支援を拡充すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得の子育て世帯の生活実態は依然厳しさを増しているため、継続して支援を講じること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻化している孤独・孤立の問題については、国において議論が進められているところであるが、孤独・孤立はいつでも、誰でも起こりうるという認識のもと、課題やその解決に向けた必要な戦略や指標、具体的な取り組みなど、施策の全体像を早急に示すとともに、対策を強力に進めること。

また、さまざまな対象に応じて、迅速かつきめ細やかな支援ができるようアウトリーチ型の支援等の充実を図ること。

8 地方財政への十分な支援

(1) 新型コロナウイルス感染症の克服に向け、地方が躊躇なく全力で対策に取り組んでいくため、十分な国庫補助の確保と、全面的な地方財政措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の感染状況や実情に応じた対策をきめ細かく大胆に講じられるよう、新型コロナウイルス感染症を克服するまでの間継続するとともに、感染状況や地域経済の状況によっては柔軟に追加配分を行うこと。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「飲食店等への営業時間短縮要請等に対する協力金」については、原則2割が地方負担とされているが、この負担が、適時適切な営業時間短縮要請等の支障となつてはならないため、「即時対応特定経費交付金」制度は、

「協力要請推進枠交付金」が存続する限り継続すること。

また、まん延防止等重点措置区域における「大規模施設等への営業時間短縮要請等に対する協力金」については、「協力要請推進枠」が6割とされ地方負担が4割と過大になっている。このため、基本的対処方針に基づき都道府県の判断により実施する措置についても飲食店等に対する協力金と同様に全面的な財政措置を講じること。

加えて、規模別協力金の導入や大規模施設等に対する協力金が平米単価を基本とする算出方法に見直されたことにより事務負担が大きくなっていることを踏まえ、審査、振込、コールセンターや見回り業務等の外部委託などに係る事務費配分額を、実態に即して拡充するとともに大規模施設等協力金における事務費の配分を行うこと。

- (4) 事業者への資金繰り支援に係る信用保証協会の代位弁済に対する負担など、債務負担行為に基づき後年度に生じる財政負担に備えるため、こうした経費を対象とする基金積立要件の弾力化や、現在2023年度末（利子補給等は2026年度末）までとされている基金取崩し期間の延長、手続きの簡素化などを図ること。

2021年11月

愛知県知事 大村 秀章